

# 路外駐車場設置(変更)届出 及び 特定路外駐車場設置(変更)届出の手引き

令和4年4月 長野市都市整備部都市計画課

## 1. はじめに

### ●駐車場法とは

都市における自動車の駐車のための施設の整備に関し必要な事項を定めることにより、道路交通の円滑化を図り、もって公衆の利便に資するとともに、都市の機能の維持及び増進に寄与することを目的に制定された法律です。

特に路外駐車場※につきましては、公共性が高く、駐車場利用者の安全性と利便性を図る必要性から、一定の要件を有する路外駐車場を設置する方は届出等が必要です。

#### ※路外駐車場

道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設（土地の区域又は建築物）であって、誰もが利用できるもの（月極、従業員用など専門的なものは除く）。



### ●駐車場法に係る最近の変更等について



駐車場法の改正（平成18年5月31日）により、平成18年11月30日から駐車場法が対象とする「自動車」に新たに「自動二輪車」が含まれました。これに伴い、自動二輪車用の技術的基準が定められるとともに、届出が必要となります。駐車場法第22条の規定により、届出規定に違反して届出をしなかった駐車場管理者は、50万円以下の罰金に処せられますので、ご注意ください。



高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）が平成18年12月20日に施行され、対象となる特定路外駐車場※を設置するには、省令で定められた基準の適合が義務付けられ、届出が必要になりました。（バリアフリー新法第12条）

#### ※特定路外駐車場

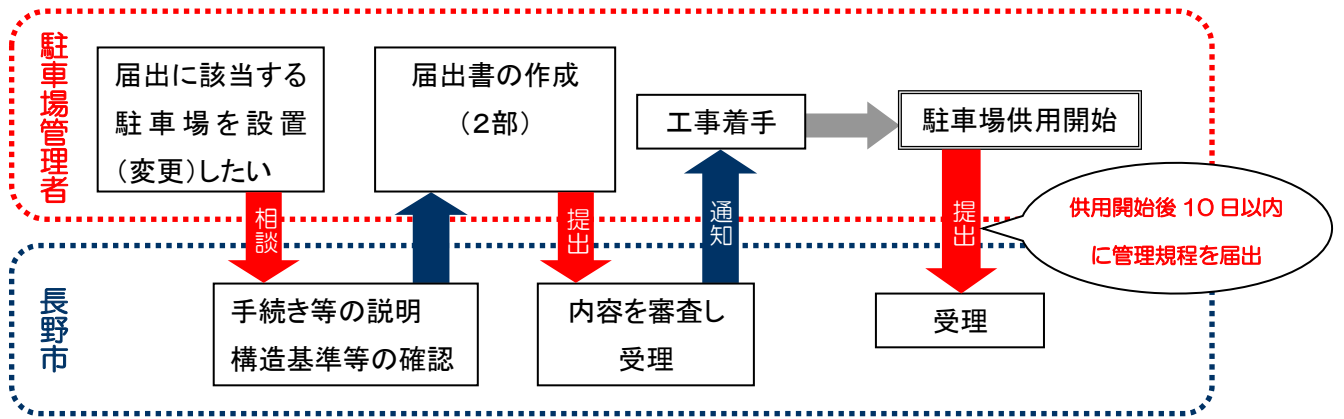
道路の付属物や公園施設である駐車場、建築物及び建築物に附属する駐車場を除く路外駐車場であって、駐車する部分の面積が500㎡以上かつ駐車料金を徴収するもの



長野市都市整備部都市計画課（第二庁舎 5階）  
Tel : 026(224)5050 Fax : 026(224)5111  
Mail : toshikei@city.nagano.lg.jp



### 3. 手続きの流れ



### 4. 路外駐車場設置(変更)届出に必要な書類と添付書類

		必要書類	備考
設置前の届出	共通	路外駐車場設置(変更)届出書	様式1号による
		位置図 (縮尺:1/2500)	当該土地の区域を表示
		平面図 (縮尺:1/200 以上) ・路外駐車場の区域 ・出口及び入口、車路その他の主要施設(事務所、料金徴収所、照明等) ・付近の道路(バス停、横断舗装、交差点等) ・出入口の設置を禁止する道路及び橋の部分(P6 ①~④に該当する部分)	左の表の項目を図示
		その他行為の内容を確認するために必要な図面	必要に応じて
	駐車場が建築物の場合	各階平面図	
		立面図、断面図	2面以上を提出
		屈曲部・傾斜部の詳細図、照度分布図	
機械式駐車装置を用いる場合	特殊装置設置(変更)届出書		
	大臣認定書の写し		
	仕様書または全体組立図		
設置後	共通	路外駐車場管理規程届出書	供用開始後10日以内に届出
		路外駐車場管理規程変更届出書 ※管理規程を変更した場合	管理規程の変更から10日以内に届出
		管理規程(看板等の姿図を添付)	

- (1) 2ページ目で⑧、⑨に該当する場合は、路外駐車場設置(変更)届出を行ってください。また、**供用開始後10日以内**に**管理規定**の届出を行ってください。
- (2) 路外駐車場変更届出書に添える図面は、変更しようとする事項に係る図面のみとします。変更届出書には変更する箇所を**朱記**してください。また、管理規程に定めた事項を変更した場合は、**10日以内**に**変路外駐車場管理規程変更届出**を行ってください。(管理規程の変更した事項は**朱記**してください)
- (3) 設置前の届出書類は**2部**、設置後の届出書類は**1部**提出してください。

## 5. 特定路外駐車場設置(変更)届出に必要な書類と添付書類

	必要書類	備考	
1	特定路外駐車場設置(変更)届出書	①路外駐車場届出に添付する場合	様式2号による
		②特定路外駐車場届出のみの場合	様式3号による
2	位置図 (縮尺:1/2500)	当該土地の区域を表示	
3	平面図 (縮尺:1/200 以上) ・特定路外駐車場の区域 ・路外駐車場車いす使用者用駐車施設、 路外駐車場移動等円滑化経路、 その他の主要な施設の表示	左の表の項目を図示	

- (1) 変更届出書に添える図面は、変更しようとする事項に係る図面のみとします。変更届出書には変更する箇所を**朱記**してください。
- (2) 2ページ目で①に該当する場合は、特定路外駐車場設置(変更)届出書のうち、②の**様式3号**を使用して届出てください。
- (3) 2ページ目で②に該当する場合は、特定路外駐車場設置(変更)届出書のうち、①の**様式2号**の届出書類に記入し、路外駐車場設置(変更)届出書類と合わせて届出をしてください。
- (4) 届出書類は**2部**提出してください。

## 6. 路外駐車場の休止・廃止・再開届出について

- 休止・廃止の届出については、休止・廃止してから **10 日以内**に所定の様式に従って届出をしてください。  
(※一部休止・廃止する場合は、その部分がわかる平面図を添付してください。)
- 再開の届出については、再開してから **10 日以内**に所定の様式に従って届出をしてください。また、再開する場所がわかる図面を添付してください。

## 7. 路外駐車場の構造及び設備に関する基準

駐車場法に基づく路外駐車場の構造及び設備に関する基準は以下のとおりです。

根拠法令		基準の内容
出入口に関する 技術的基準 (施行令第7条)	① 道路 交通法 44 条 関 連	交差点内(側端部※)、横断歩道、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂またはトンネル(※)に設けていないこと
		交差点の側端、道路角から5m以内でないこと※
		横断歩道又は自転車横断帯の側端から前後5m以内でないこと
		安全地帯の側端から前後10m以内でないこと※
		バス停留所(標示柱・標示板を含む)から10m以内でないこと※
		踏切の側端から前後10m以下でないこと
	② 横断歩道橋(地下横断歩道を含む)の昇降口から5m以内でないこと	
	③ 幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼稚連携型認定こども園、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園、又は児童館の出入口から20m以内でないこと	
	④ 橋に設けていないこと※	
	接続する道路の幅員が6m未満でないこと※	
	接続する道路の横断勾配が10%を超えないこと	
	前面道路が2つ以上ある場合は、自動車交通に支障の少ない道路に出入口を設けること(歩行者通行に著しい支障を及ぼすおそれがある等の特別な理由がある場合は除く)	
	駐車の用に供する部分の面積が6,000㎡以上の場合、出入口を分離し、それらの間隔が10m以上あること(前面道路に中央分離帯等がある場合は除く)	
	出入口において自動車の回転を容易にするために必要がある場合、切取線の長さが1.5m以上の隅切りを設けること(切取線と前面道路及び車路との角度は等しくする)	
出口から2m【1.3m】後退した車路の中心線上1.4mの高さで左右60°以上見渡せ、歩行者等視認できること(参考:出口から2m後退し確認できる出口幅は、一方通行で車路幅約6.9m、相互通行で約9.7m)		
車路 (施行令第8条第2項)	車路幅員が5.5m【3.5m】以上あるか(一方通行は3.5m【2.25m】以上、駐車料金の徴収施設が設置されており歩行路の兼用しない箇所については、2.75m【1.75m】以上)	
建 築 物 で あ る 駐 車 場 の 場 合	車路 (施行令第8条 第3項)	車路のはり下高(配管、照明、標識等を含む)が2.3m以上であること
		屈曲部において、5.0m【3.0m】以上の内のり半径で回転できる構造を確保していること
		傾斜部において、縦断勾配が17%を超えないこと
		傾斜部の路面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること
	車室 (施行令第9条)	駐車の用に供する部分のはり下高が2.1m以上であること
	避難階段 (施行令第10条)	直接地上へ通ずる出入口のない階に駐車の用に供する部分を設けるときは、避難階段またはこれに代わる設備を設けていること
	防火区画 (施行令第11条)	給油所その他の火災の危険がある施設を附置する場合、当該施設と当該路外駐車場とを耐火構造の壁または特定防火設備で区画していること
	換気装置 (施行令第12条)	床面積1㎡につき、1時間に14㎡以上を換気できる装置を設けていること (開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の1/10以上ある場合を除く)
照明装置 (施行令第13条)	車路の路面は10ルクス以上、駐車の用に供する部分の床面は2ルクス以上の照明装置を設けていること	
警報装置 (施行令第14条)	自動車の出入り及び道路交通の安全確保のために必要な警報装置を設けていること	
特殊の装置 (施行令第15条)	特殊の装置を用いる場合、国土交通大臣の認定があること(認定がある場合は、上記の規定を適用しない)	
供用時間等の明示 (施行令第17条)	供用時間及び駐車料金を見やすい位置に明示していること	

※国土交通大臣が認めたものは除く

【 】は自動二輪車の場合の数字を示す

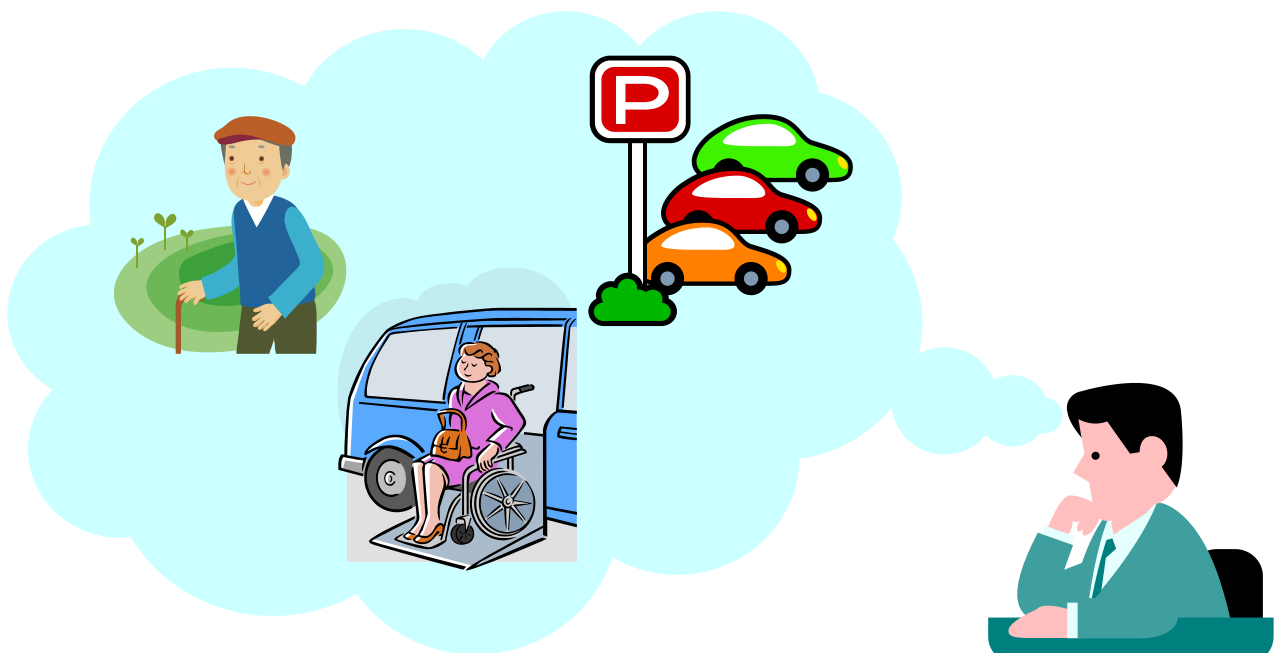
## 8. 特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)に基づく、特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準は以下のとおりです。

根拠法令	基準の内容
路外駐車場 車いす使用者用 駐車施設 (省令2条)	幅 350cm 以上の車いす使用者用駐車施設を 1 以上設けていること
	車いす使用者用駐車施設の表示をしていること
	路外駐車場移動等円滑化経路(※)の長さが短くなる位置に設けていること
路外駐車場 移動等円滑化経路 (省令3条)	路外駐車場移動等円滑化経路を 1 以上設けていること
	路外駐車場移動等円滑化経路上に段を設けていないこと (傾斜路を併設する場合は除く)
	路外駐車場移動等円滑化経路の出入り口の幅は 80cm 以上あること
	通路の幅は 120cm 以上、50m 以内ごとに車いすの回転に支障のない場所を設けていること
	段に代わる傾斜路の幅は 120cm 以上、段に併設する傾斜路の幅は 90cm 以上とすること
	傾斜路の勾配は 1/12 を超えないこと (高さが 16cm 以下の場合は 1/8 を超えないこと)
	傾斜路の高さが 75cm を超える場合(勾配が 1/20 を超えるものに限る)、高さ 75cm 以内ごとに踏幅が 150cm 以上の踊り場を設けること
傾斜路の勾配が 1/12 を超え、又は高さが 16cm を超え、かつ、勾配が 1/20 を超える傾斜がある部分には、手すりが設けること	
特殊の装置 (省令4条)	特殊の装置を用いる場合、国土交通大臣の認定があること(認定がある場合は、上記の規定を適用しない)

※ 路外駐車場移動等円滑化経路

車いす使用者用駐車施設から道路、公園、広場その他の空地まで、高齢者や障がい者が円滑に利用することができる経路



## 9. 管理規程の届出等

路外駐車場設置管理者は、路外駐車場を供用開始しようとするときは、その業務運営の基本となるべき管理規程を定めるとともに、当該路外駐車場の供用開始後 10 日以内に市長に届け出なければなりません。(法第13条)

### 【管理規程で定める事項】

- 路外駐車場の名称
- 路外駐車場管理者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在並びに代表者氏名及び住所)
- 路外駐車場の供用時間に関する事項  
休業日並びに 1 日における供用時間の開始及び終了の時刻(規則第2条第1項)
- 駐車料金に関する事項  
政令で定める駐車料金の額の基準(施行令第16条)に従って、確定額をもって定めなければならないことになっています。(規則第2条第2項)
- 路外駐車場の供用契約に関する事項  
路外駐車場に駐車する自動車の滅失又は損傷についての損害賠償に関する事項を含むもの(規則第2条第3項)
- 路外駐車場の構造上駐車することができない自動車(規則第3条第1項 1号)
- 路外駐車場の業務に附帯して行う燃料の販売、自動車の修理その他の業務概要  
(規則第3条第1項2号)

### 管理規程の変更届出(法第13条第4項)

- ・管理規程に定めた事項を変更したときは、10日以内に市長に届け出なければなりません。

## 10. 供用時間及び駐車料金の額の表示(施行令第17条)

- ・路外駐車場管理者は、路外駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に、供用時間及び駐車料金の額を表示することが必要です。

## 11. 路外駐車場管理者の責務(法第15条・法第16条)

- ・路外駐車場の供用時間においては、正当な理由のない限り、路外駐車場の供用を拒むことはできません。
- ・管理規程に従って路外駐車場に関する業務を運営するとともに、路外駐車場の構造及び設備を法第11条の規定に基づく政令で定める技術的基準に適合するよう維持しなければなりません。
- ・路外駐車場管理者は、その路外駐車場に駐車する自動車の保管に関し、善良な管理者の注意を怠らなかつたことを証明する場合を除いては、その自動車の滅失又は損傷について損害賠償の責任を免れることはできません。

## 12. 立入検査等(法第18条)

- 必要限度において、路外駐車場管理者から報告若しくは資料の提出を求めることがあります。
- 路外駐車場若しくはその業務に係りのある場所に立ち入り、路外駐車場の施設若しくはその業務に関し検査することがあります。

## 13. 是正命令(法第19条)

- 路外駐車場の構造及び設備が法第11条の規定に基づく政令で定める技術的基準に適合せず、又は路外駐車場の運営がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、路外駐車場管理者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることがあります。
- 路外駐車場の構造及び設備が利用上著しく危険であると認めるときは、当該是正のための措置がとられるまでの間、当該路外駐車場の供用を停止すべきことを命ずることがあります。

## 14. 罰則

- 市長の命令に従わなかった場合には、100万円以下の罰金に処せられます。  
(法第21条)
- 路外駐車場の設置の届出及び変更の届出、管理規程の届出及び変更の届出、休止等の届出に違反した場合には、50万円以下の罰金に処せられます。(法第22条)
- 市長への報告を行わない場合や虚偽の報告をした場合、又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、20万円以下の罰金に処せられます。(法第23条)
- 法人の代表者又は法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、上記の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても上記の罰金が処せられます。(法第24条)